

むかわ東京会会則

第1条 名 称

この会は、むかわ東京会と称します。

第2条 目 的

この会は、会員相互の親睦を図ると共に、郷土愛の助長に務め、併せてむかわ町との交流、情報の交換を行い、もって会と郷土の発展に寄与する事を目的とします。

第3条 事 業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員相互の交流と親睦に関する事業。
- (2) 郷土むかわ町の開催行事への参加。
- (3) 会員相互及びむかわ町との情報交換の実施。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第4条 会 員

この会の会員は、むかわ町にゆかりがあって、役員会が認めた者とします。

第5条 総 会

この会は、次の事項について話しあうため、会員による年1回以上の通常並びに臨時総会を開きます。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) 会則の決定及び変更に関する承認。
- (4) 役員を選任。
- (5) その他この会運営に必要な事項。

総会の議事は出席会員の過半数で決めることとします。

第6条 役員を選任

この会の役員は、会長1名、副会長1名以上2名以内、幹事6名以上10名以内、監事2名以上3名以内とし、を総会において選任します。

第7条 役員任期

- (1) この会の役員任期は、2年とします。ただし補欠（又は増員）により選任役員は、前任者（又は後任者）の残任期間とします。
- (2) 役員は、再選する事ができます。

第8条 役員任務

- (1) 会長はこの会を代表し、業務を統轄します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けた時はあらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行します。
- (3) この会の役員は、役員会を組織し、この会を運営します。
- (4) 監事は、この会の経理について監査します。

第9条 顧問及び相談役

- (1) この会に、顧問及び相談役若干名を置く事が出来ます。
- (2) 顧問及び相談役は、会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱します。
- (3) 顧問及び相談役は、顧問会を組織し会長の諮問に応じ助言します。

第10条 会議の召集

役員会及び顧問会は、必要の都度、会長が召集します。

第11条 経 理

- (1) この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てます。
- (2) 会費は、年額2,000円とします。

第12条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第13条 事務局

- (1) この会の事務を処理するため、事務局を設けます。
- (2) 事務局には、局長及び局員を置きます。
- (3) 事務局長及び事務局員は、幹事の中から会長が指名します。

第14条 委 任

この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する必要なことについては、役員会に諮って定める事が出来ます。

付 則

この会則は、平成 2年 3月25日から施行します。

平成 3年 4月 7日 一部改正(4条(1))

平成 5年 4月10日 一部改正(11条(2))

平成 7年 6月25日 一部改正及び全文追加

(2条、4条、5条、6条、7条、8条、9条、
13条、14条)

平成 8年 5月19日 一部改正(4条、11条)

平成10年 6月 8日 一部改正(6条)